

誓 約 書

化学肥料低減定着事業交付金の交付申請に関して、次のことについて誓約します。

- 1 化学肥料低減定着対策事業地域計画書（取組個票）の要件をすべて満たします。
- 2 申請書及び添付書類に記載した内容のとおり相違ありません。
- 3 国等から紀の川市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）を通じて、もしくは、市協議会から独自に検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 申請において虚偽が判明した場合は、交付金を返還します。
- 5 市協議会への交付申請額が、県協議会より交付された交付金の額を上回った場合、交付金の単価を減額し交付を受けることに応じます。
- 6 交付申請に関する証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間（令和11年3月末日まで）保管し、市協議会等からの求めがあった場合は提出します。
- 7 虚偽申請若しくは、申請書又は添付書類の不備による振込不能等があり、市協議会が確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないうち、その他当方の責めに帰すべき事由により交付金の交付ができなかったときは、当該申請を取り下げたものとしします。
- 8 交付金を暴力団の活動に使用しません。また、交付金の交付により、暴力団に対して利益を供与することはありません。

（注）誓約事項の内容を確認の上、□にチェックすること。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名